

いじめへの対応（山前小いじめ防止基本方針）

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得る」ことをしっかりと認識し、児童の人間としての尊厳と人権を守りながら、いじめのない学校づくりに全職員が一体となり組織的に取り組む。特に、重大事態が発生した場合は、足利市教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、足利警察署や関係諸機関に通報し、援助を求めることとする。

重大事態

- ①児童が自殺を企図した場合等「生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合」
- ②年間30日間（一定期間連続して欠席）を目安とし、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。
- いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修と取組を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。

2 いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成するとともに、いじめにつながるような日常のトラブルの解決に向けての指導、予防的な指導や調査を実践する。
- 児童一人一人が、意欲をもって様々な教育活動に取り組めるよう「より良い人間関係づくり」や「分かる授業」を充実させるなど、いじめのない学校づくりを推進する。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、人権教育を基盤とする指導に努める。

3 いじめの早期発見に向けて

- 常に児童に寄り添い、児童の声に耳を傾け、些細な変化を見逃さないよう、情報交換と情報の共有に努める。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的な対応を行う。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報の共有に努める。
- 児童生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童を徹底的に守り通し、いじめられている児童や保護者の立場に立って対応する。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組むとともに、解決後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、関係修復とより良い関係づくりに努める。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせ、いじめは絶対に許されない行為として、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。

いじめ対策委員会（児童指導委員会を兼ねる）

委員構成

校長、教頭、教務、児童指導主任、特別支援教育コーディネーター、
人権教育主任、各学年児童指導部、養護教諭、スクールカウンセラー

取組の内容

- ①いじめ問題の未然防止・早期発見に向けた定期的な開催
 - ・いじめの未然防止に向けての年間指導計画の立案と実施状況の把握と改善
 - ・いじめに関する意識調査とQ U等集団を把握するための調査と分析
 - ・いじめ相談窓口の設置と民生児童委員会等との連携
 - ・要配慮児童等の情報の共有化と指導方針の決定

- ②いじめ、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応
 - ・調査方針、分担等の決定
 - 関係のある児童生徒への事実関係の聴取
 - 緊急アンケートの実施
 - 保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
 - 県教育委員会への報告
 - 関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など

 - ・指導方針の決定、指導体制の確立
 - 学年、学級への指導、支援
 - 被害者、加害者等への指導、支援
 - 保護者との連携
 - 市教育委員会との連携
 - 関係機関、地域（主任児童委員、民生委員等）との連携